

令和3年度8月専決補正予算の概要

補正予算の規模

令和3年8月6日
財政課

一般会計補正予算 37億 23百万円

歳入
予算

・国庫支出金 37億23百万円

[単位:百万円、%]

年度 会計	令和2年度 9月現計	令和3年度			増減額 -	伸率 /
		現計	8月補正	計 +		
一般会計	840,537	783,452	3,723	787,175	53,361	6.3

(注) 表示単位未満四捨五入の関係で、集計が一致しない箇所がある。

新型コロナウイルス感染症
対策予算累計

1,960億 75百万円

令和元年度 4億 34百万円
令和2年度 1,167億 20百万円
令和3年度 789億 21百万円

補正予算の内容

新型コロナウイルス感染症対策に要する経費

[1] 営業時間短縮協力金 36億 2,355万円

産業政策課

新型コロナウイルス感染拡大防止を図るため、要請に応じて営業時間の短縮に協力
いただいた店舗を対象に協力金を支給 [協力金負担割合: 国8/10、県2/10]

〔支給対象〕 要請期間の全期間において営業時間短縮に協力いただいた店舗(約7,200店舗)

〔支給金額〕

中小企業: 事業規模(売上高)に応じ1店舗あたり 35~105万円
(2.5~7.5万円/日) [要請期間[14日間] × (売上高/日 × 0.3)]

大企業: 1店舗あたり上限280万円

(要請期間[14日間] × (売上高減少額/日 × 0.4)
(上限: 20万円/日又は売上高/日 × 0.3のいずれか低い方)

売上高()/日	協力金額
~ 83,333円以下	35万円
83,333円超~ 250,000円未満	35~105万円
250,000円以上	105万円

() 前年又は前々年度の1日あたり売上高

要請の概要

要請内容	対象地域内で午後8時以降も営業している飲食店及び遊興施設に対し、午後8時から翌朝午前5時までの間の営業(午後7時以降の酒類の提供)を行わないよう要請 「ながさきコロナ対策飲食店認証制度」の認証店は、午後9時までの営業時間短縮を要請(酒類の提供は午後8時まで)
要請期間	令和3年8月10日(火)~令和3年8月23日(月)[14日間]
対象区域	長崎県内全域
対象施設	食品衛生法の飲食店・喫茶店営業許可を受けている飲食店及び遊興施設(飲食スペースを有するもの) 〔対象施設例〕 居酒屋、レストラン、スナック、バー、キャバレー、ナイトクラブ、ライブハウス、カラオケボックス等 (宅配・テイクアウトサービス、スーパーやコンビニのイートンスペース等は除く。)



新型コロナウイルス感染症対策に要する経費

[2](新)来県される方へのPCR検査等費用の支援 9,977万9千円

お盆の帰省など人の移動が増加する期間において、やむを得ない理由で長崎県を訪れる方が来県前に実施するPCR検査等の費用を支援

医療政策課

〔助成対象〕 令和3年8月7日(土)から令和3年8月23日(月)までの期間に長崎県を訪れる方

〔対象検査〕 PCR検査又は抗原定量検査 抗原定性検査(簡易キット)は対象外

〔助成金額〕 検査費用の実費額 助成上限額 PCR検査:7,500円 抗原定量検査:3,500円

〔申請方法〕 郵送(検査受検日から3週間以内必着)

〔助成要件〕 来県2日前から当日までに検査結果を得ていること
厚生労働省が公表している「自費検査を提供する検査機関一覧」掲載の検査機関における検査であること等

